タイガー魔法瓶株式会社	ＪＰＢ－Ｇ　101ＫＡ	第ＥＦＲＵ09号
〃	ＪＰＢ－Ｇ　101ＷＡ	第ＥＦＲＵ09号
〃	ＪＰＢ－Ｇ　101ＤＡ	第ＥＦＲＵ09号
〃	ＪＰＢ－Ｇ　181ＫＡ	第ＥＦＲＵ10号
〃	ＪＰＢ－Ｇ　181ＷＡ	第ＥＦＲＵ10号
〃	ＪＰＢ－Ｇ　181ＤＡ	第ＥＦＲＵ10号
〃	ＪＰＢ－Ｈ　101ＫＵ	第ＥＦＲＵ11号
〃	ＪＰＢ－Ｈ　101ＷＵ	第ＥＦＲＵ11号
〃	ＪＰＢ－Ｈ　181ＫＵ	第ＥＦＲＵ12号
〃	ＪＰＢ－Ｈ　181ＷＵ	第ＥＦＲＵ12号
パナソニック株式会社	ＳＲ－ＰＡ　185	第ＥＡＲＵ17号
〃	ＳＲ－ＰＡ　105	第ＥＡＲＵ18号
〃	ＳＲ－ＰＢ　185	第ＥＡＲＵ19号
〃	ＳＲ－ＰＢ　105	第ＥＡＲＵ20号
〃	ＳＲ－ＰＡ　Ｅ３	第ＥＡＲＵ25号
〃	ＳＲ－ＰＡ　Ｅ３	第ＥＡＲＵ26号
〃	ＳＲ－ＰＢ　Ｅ３	第ＥＡＲＵ27号
〃	ＳＲ－ＰＢ　Ｅ３	第ＥＡＲＵ28号
象印マホービン株式会社	ＮＰ－ＷＵ　10	第ＥＧＲＵ03号
〃	ＮＰ－ＷＤ　10	第ＥＧＲＵ04号
〃	ＮＰ－ＢＥ　10	第ＥＧＲＵ05号
〃	ＮＰ－ＢＥ　18	第ＥＧＲＵ06号
〃	ＮＰ－ＺＢ　10	第ＥＧＲＵ07号
〃	ＮＰ－ＺＢ　18	第ＥＧＲＵ08号
〃	ＮＰ－ＶＮ　10	第ＥＧＲＵ09号
〃	ＮＰ－ＶＮ　18	第ＥＧＲＵ10号
パナソニック株式会社	ＳＲ－ＳＹ　105Ｊ	第ＥＡＲＵ21号
〃	ＳＲ－ＳＹ　185Ｊ	第ＥＡＲＵ22号
象印マホービン株式会社	ＮＰ－ＱＳ　06	第ＥＧＲＵ11号
パナソニック株式会社	ＳＲ－ＨＸ　105	第ＥＡＲＵ13号
〃	ＳＲ－ＨＸ　185	第ＥＡＲＵ14号
〃	ＳＲ－ＨＢ　105	第ＥＡＲＵ15号
〃	ＳＲ－ＨＢ　185	第ＥＡＲＵ16号
〃	ＳＲ－ＨＣ　105	第ＥＡＲＵ23号
〃	ＳＲ－ＨＣ　155	第ＥＡＲＵ24号
〃	ＳＲ－ＨＸ　Ｅ３	第ＥＡＲＵ29号
〃	ＳＲ－ＨＸ　Ｅ３	第ＥＡＲＵ30号
〃	ＳＲ－ＨＢ　Ｅ３	第ＥＡＲＵ31号
〃	ＳＲ－ＨＢ　Ｅ３	第ＥＡＲＵ32号
象印マホービン株式会社	ＮＰ－ＹＳ　10	第ＥＧＲＵ12号
〃	ＮＰ－ＹＳ　18	第ＥＧＲＵ13号
〃	ＮＰ－ＹＡ　10	第ＥＧＲＵ14号
〃	ＮＰ－ＹＡ　18	第ＥＧＲＵ15号
〃	ＮＰ－ＺＱ　10	第ＥＧＲＵ16号
〃	ＮＰ－ＺＱ　18	第ＥＧＲＵ17号

○総務省告示第三十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項の規定により型式の指定を受けた者の名称について、同規則第四十六条の三第四項の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十八日

総務大臣　山本　早苗

変更年月日	変更後の製造業者等の名称	変更前の製造業者等の名称
平成二十七年四月一日	株式会社ＵＫＣテクノソリューション	株式会社ＵＫＣエレクトロニクス

○政治資金適正化委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十八年一月二十八日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
八七八	川上　正久	二八、一、一二	本人からの申請
一一五	井出　光昭	二八、一、一二	本人からの申請
一二五五	武下　圭介	二七、一〇、二一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
二九〇五	倉橋　宏実	二八、一、一二	本人からの申請
三〇一一	永井　晄	二八、一、一二	本人からの申請
三七二九	外岡　修	二八、一、一二	本人からの申請

○政治資金適正化委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十八年一月二十八日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
五〇〇一	二八、一、一五	小場　貴之
五〇〇二	二八、一、一五	藤田　修一

○外務省告示第二十六号

平成二十八年一月十五日にルアンダで、ナミベ港改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がアンゴラ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ナミベ港改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十一億三千六百万円

3　贈与の供与期限　平成三十二年七月三十一日まで

4　署名者

日本側　伊藤邦明在アンゴラ大使

アンゴラ側　マリア・アンジェラ・テイシェイラ・デ・アルヴァ・セケイラ・ブラガンサ外務協力副大臣

平成二十八年一月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第十一号

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき、健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（平成二十二年厚生労働省告示第三十一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年三月一日から適用する。

平成二十八年一月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二号中「十一億二百八十二万七千円」を「十六億四千二百六十六万三千円」に改める。

○厚生労働省告示第十二号

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十三号）附則第六条第一項の規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降経過措置基準率

平成二十八年度に適用されるべき平成二十二年度以降経過措置基準率は、同年度における最高都道府県単位保険料率から同年度における平均保険料率を控除した率に四・四を乗じて得た率を十で除して得た率とする。

○厚生労働省告示第十三号

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十三号）附則第七条第一項第一号ロの規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第七条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降調整基礎率を次のように定める。

平成二十八年一月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第七条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降調整基礎率

平成二十八年度に適用されるべき平成二十二年度以降調整基礎率は、同年度における最高都道府県単位保険料率から同年度における平均保険料率を控除した率に四・四を乗じて得た率を十で除して得た率とする。